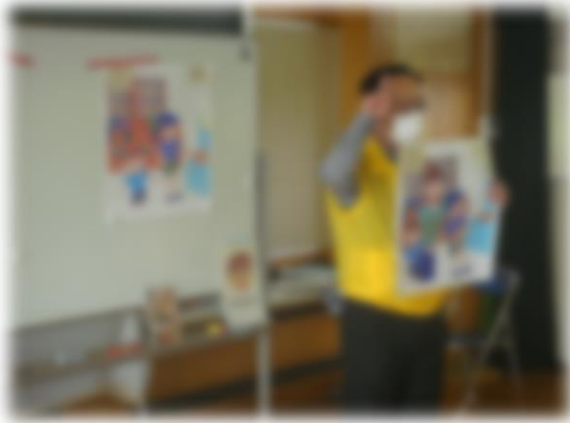




「万引き防止教室」を行いました！



1



5月8日（水）、館林警察署生活安全課のスクールサポーターを講師としてお招きし、「万引き防止教室」を行いました。もし万引きをしてしまったらどうなるのか、また、もし誘われた場合、どのように断ればよいのかなどについて、役割演技を通して学ぶことができました。「万引き」は立派な「窃盗罪」であり、自分だけでなく、お店の人や保護者を含め、たくさんの人を悲しませ、迷惑をかける行為です。今日の学習をぜひご家庭でも話題にしていただけると幸いです。